

須崎市農林漁業者緊急支援給付金の申請について

【1.給付対象者】

次のいずれにも該当する須崎市の農林漁業者を支給対象者とします。

①令和元年以前から農林漁業で主たる事業収入を得ており、

今後も事業を継続する意思のある者。

②令和2年3月から6月までの期間のいずれかの月売上げの

減少率が、前年同月比20%以上50%未満の者。

(ただし、国から支給される持続化給付金等の現金給付を受けた者を除きます。)



【2.給付金額】

個人事業者は一律10万円

法人事業者は一律30万円

【3.申請期間】

令和2年8月3日(月)～令和2年9月30日(水) (土・日・祝日は休み)

受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15

【4.申請方法】

必要事項を記入した申請書類を直接、農林水産課に提出して下さい。(郵送も可)

【5.給付方法及び給付時期】

給付は原則として、申請者の本人名義の銀行口座への振り込みとします。

申請から給付までは1週間から10日を予定しています。

(裏面も必ずご覧ください)

【6.申請に必要な書類】

① 交付申請書

(申請用紙(委任状含む)は農林水産課・農協農業振興課・各漁協に備え付け)

② 平成31年(令和元年)と令和2年の月別売上表

(農協・漁協より提供を受けた書類、系統外の出荷の方は証明できる書類)

③ 令和元年の確定申告書類の写し

(収受日付印が押印されているもの)

④ 申請書に記載された金融機関の口座内容が確認できるもの

(通帳の写し等)

⑤ その他市長が必要とする書類



【7.代理の申請について】

給付対象者が申請できない場合は、その世帯の世帯構成者等による代理申請が可能です。

代理申請の際は、【6.申請に必要な書類】に加え、委任状と代理人の本人確認書類が必要となります。

【お問い合わせ先】

〒785-8601 須崎市山手町1番7号

須崎市農林水産課 農林係・水産係

電話 : 0889-42-3591

